

事務連絡(保78)  
平成19年7月19日

都道府県医師会  
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
鈴木 満

平成19年新潟県中越沖地震により被災した健康保険被保険者等、  
国民健康保険被保険者及び老人医療受給対象者に係る一部負担金  
の取扱い等について

今般発生いたしました新潟県中越沖地震の被災に伴い、厚生労働省保険局関係各課から、被災者等に係る一部負担金等の減免等について事務連絡が発出されましたので、取り急ぎお知らせ申し上げます。

健康保険法、国民健康保険法及び老人保健法等におきましては、災害等の特別な事情がある被保険者等に対し、保険者等の判断により一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができることとなっております。

今回の事務連絡では、今般発生いたしました新潟県中越沖地震におきましても、その被害状況に応じて適切な措置が講じられるよう示されております。

なお、健康保険における一部負担金等の徴収猶予及び減免の取扱いにつきましては、平成18年10月3日付け日医発第721号(保125)にてお知らせ申し上げているところであります(参考資料「1.」をご参照下さい)。

被災世帯の被保険者等が保険医療機関等で受診する際に、保険者等が交付した一部負担金の減免又は徴収猶予に係る証明書を提示した場合には、保険医療機関等の窓口において減額後の一部負担金のみを徴収した上で、減額・免除・徴収猶予が認められた額については、下記のレセプトの記載要領に従い、審査支払機関に請求することになります。

また、新潟県中越沖地震の被災に伴い、被災者が被保険者証、健康手帳等を焼失あるいは、家屋に残したまま避難していることにより、保険医療機関に提示できない場合等が考えられます。この場合、被用者保険の被保険者等にあつては、①氏名、②生年月日、③事

業所名を、国保の被保険者及び老人医療受給対象者にあつては、①氏名、②生年月日、③住所を申し立てることにより、保険診療を行うことを可能としたところであります。この取扱いにつきましては、被災者が新潟県及び長野県以外で受診する場合においても同様であります（添付資料「3.」をご参照下さい）。

つきましては、以上の内容につきまして、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険のページに掲載いたします。

## 記

### ○診療報酬明細書の記載について

「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号）の別紙1「診療報酬請求書等の記載要領」の「Ⅱ 診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領」の「第3 診療報酬明細書の記載要領（様式第2）」の「2 診療報酬明細書の記載要領に関する事項」の「(35)「療養の給付」欄について」のイの（イ）及びウの（カ）のとおり。

#### (35)「療養の給付」欄について（抜粋）

イ 医療保険（高齢受給者及び高齢受給者以外であつて限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の提示があつた者で高額療養費が現物給付された者に係るものを除く。）に係る入院における「負担金額」の項、入院外における「一部負担金額」の項については、以下によること。

（イ）健康保険、国民健康保険及び退職者医療の場合は、患者の負担金額が「割」の単位で減額される場合には、減額割合を記載して「割」の字句を○で囲み、「円」単位で減額される場合には、減額される金額を記載して「円」の字句を○で囲むこと。

また、負担額が免除される場合は「免除」の字句を○で囲み、支払いが猶予される場合は「支払猶予」の字句を○で囲むこと。

ウ 医療保険（高齢受給者及び高齢受給者以外であつて限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の提示があつた者で高額療養費が現物給付された者に係るものに限る。）及び老人医療に係る入院における「負担金額」の項、入院外における「一部負担金額」の項については、以下によること。

（カ）健康保険、国民健康保険及び退職者医療の場合は、患者の負担額が「割」の単位で減額される場合には、減額割合を記載して「割」の字句を○で囲み、「円」

単位で減額される場合には、減額後の一部負担金の金額を記載して「円」の字句を○で囲むこと。

また、負担額が免除される場合は「免除」の字句を○で囲み、支払いが猶予される場合は「支払猶予」の字句を○で囲むこと。

以上

(添付資料)

1. 「平成 19 年新潟県中越沖地震により被災した健康保険被保険者等，国民健康保険被保険者及び老人医療受給対象者に係る一部負担金の取扱いについて」の送付について  
(平 19. 7. 18 厚生労働省保険局総務課老人医療企画室・保険課・国民健康保険課・医療課 事務連絡 (日本医師会宛))
2. 平成 19 年新潟県中越沖地震により被災した健康保険被保険者等，国民健康保険被保険者及び老人医療受給対象者に係る一部負担金の取扱いについて  
(平 19. 7. 18 厚生労働省保険局総務課老人医療企画室・保険課・国民健康保険課・医療課 事務連絡)
  - ①平成 19 年新潟県中越沖地震の被災者に係る老人保健の一部負担金の取扱いについて  
(平 19. 7. 17 厚生労働省保険局総務課老人医療企画室 事務連絡)
  - ②平成 19 年新潟県中越沖地震により被災した国民健康保険被保険者に係る一部負担金及び国民健康保険料(税)の取扱いについて  
(平 19. 7. 17 厚生労働省保険局国民健康保険課 事務連絡)
  - ③平成 19 年新潟県中越沖地震により被災した健康保険被保険者等に係る一部負担金等及び健康保険料の取扱いについて  
(平 19. 7. 17 厚生労働省保険局保険課 事務連絡)
3. 「新潟県中越沖地震による被災者に係る被保険者証等の提示等について」の送付について  
(平 19. 7. 17 厚生労働省保険局医療課 事務連絡)

(参考資料)

1. 健康保険及び船員保険における一部負担金等の徴収猶予及び減免の取扱いについて  
(平 18. 10. 3 日医発第 721 号 (保 125))
  - ◎健康保険における一部負担金等の徴収猶予及び減免の取扱いについて  
(平 18. 9. 14 保保発第 0914003 号 厚生労働省保険局保険課長通知)

事 務 連 絡  
平成19年7月18日

社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省保険局  
総務課老人医療企画室  
保険課  
国民健康保険課  
医療課

「平成19年新潟県中越沖地震により被災した健康保険被保険者等、国民健康保険被保険者及び老人医療受給対象者に係る一部負担金の取扱いについて」の送付について

標記について、別添のとおり各地方社会保険局事務局、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県老人医療主管部(局)老人医療主管課(部)等あて通知したのでご連絡いたします。

事 務 連 絡  
平成19年7月18日

地方社会保険事務局  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部） 御中  
都道府県老人医療担当主管部（局）  
老人医療主管課（部）

厚生労働省保険局  
総務課老人医療企画室  
保険課  
国民健康保険課  
医療課

平成19年新潟県中越沖地震により被災した健康保険被保険者等、国民健康保険被保険者及び老人医療受給対象者に係る一部負担金の取扱いについて

今般、新潟県中越沖地震が発生したことに伴い、被災世帯の健康保険被保険者及び被扶養者、国民健康保険被保険者並びに老人医療受給対象者（以下「被保険者等」という。）に係る一部負担金等の減免等について、別添のとおり、新潟県、長野県及び健康保険組合に周知したので、ご承知願いたい。

また、被災世帯の被保険者等が保険医療機関等で受診する際に、保険者等が交付した一部負担金減免証明書を提示した場合には、保険医療機関等の窓口において減額後の一部負担金のみを徴収した上で、減額・免除・徴収猶予が認められた額については、レセプト記載要領に従い、保険者等に請求するよう、関係保険医療機関等に周知方願いたい。

(別添)

事務連絡  
平成19年7月17日

新潟県老人医療担当主幹課 殿  
長野県老人医療担当主幹課 殿

厚生労働省保険局総務課  
老人医療企画室

平成19年新潟県中越沖地震の被災者に係る老人保健の一部負担金の  
取扱いについて

標記については、老人保健法（昭和57年法律第80号）第28条第3項の規定により、市町村長は、老人医療に係る一部負担金の減免を行うことができるものであるが、今回の平成19年新潟県中越沖地震の被害の甚大さにかんがみ、あらためて周知することとしたので、貴管下市町村及び被災した老人医療受給対象者等関係者に周知徹底を図られたい。

# (別添)

事務連絡  
平成19年7月17日

新潟県福祉保健部医薬国保課 殿  
長野県衛生部医療政策課 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課

平成19年新潟県中越沖地震により被災した国民健康保険被保険者に係る一部負担金及び国民健康保険料(税)の取扱いについて

標記については、今般の平成19年新潟県中越沖地震の被害の甚大さ等に鑑み、当該災害による被災世帯の国民健康保険被保険者(以下「被災被保険者」という。)に係る一部負担金及び国民健康保険料(税)について、下記内容をあらためて周知することとしたので、関係保険者への連絡・指導等よろしく取り計らわたい。

## 記

- 1 国民健康保険においては、特別な理由がある被保険者に対し、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第44条、第77条及び第81条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第15条、第20条の5の2及び第717条の規定、及び「一部負担金の徴収猶予及び減免並びに療養取扱機関の一部負担金の取扱いについて」(昭和34年3月30日保発第21号)に基づき、保険者の判断により、一部負担金の減免及び徴収猶予並びに国民健康保険料(税)の減免、徴収猶予及び納期限の延長を行うことができることとなっており、被災被保険者の一部負担金及び国民健康保険料(税)についても被害状況に応じて適切な措置を講じられたいこと。
- 2 被災被保険者に係る一部負担金及び国民健康保険料(税)の減免額については、その実情に対応して調整交付金を交付する措置を行う予定であること。
- 3 一部負担金及び国民健康保険料(税)の減免については、被災地の被保険者に対して周知徹底に努めること。

# (別添)

事務連絡  
平成19年7月17日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局保険課

平成19年新潟県中越沖地震により被災した健康保険被保険者等  
に係る一部負担金等及び健康保険料の取扱いについて

標記については、今般の平成19年新潟県中越沖地震の被害の甚大さ等にかんがみ、当該災害による被災世帯の健康保険被保険者及び被扶養者（以下「被災被保険者等」という。）に係る一部負担金等及び被災事業所等に係る健康保険料について、下記内容をあらためて周知することとしたので、よろしく取り計らわれない。

## 記

### 1 一部負担金等の徴収猶予及び減免について

健康保険においては、災害その他の特別の事情がある被保険者に対し、健康保険法（大正11年法律第70号）第75条の2及び第110条の2の規定に基づき、保険者の判断により、一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができることとされており、今般の平成19年新潟県中越沖地震に係る被災被保険者等の一部負担金等についても、その被害状況に応じて適切な措置を講じられたいこと。その手続については、別添1（平成18年9月14日保保発第0914003号）を参照されたいこと。

### 2 保険料の納期限の延長及び納付猶予について

地震により被災した事業所等に対する保険料の納期限の延長及び納付猶予についても、別添2の平成16年11月16日保保発第1116001号の1及び2並びに別添3の平成16年10月27日付事務連絡の1にお示ししている事項に留意の上、その被害状況に応じて適切な措置を講じられたいこと。

### 3 被保険者証の取扱いについて

地震による被災により被保険者証等を紛失した場合等の取扱いについても、別添3の平成16年10月27日付事務連絡の2及び3（1）にお示ししている事項に留意の上、適切に対応されたいこと。

また、被保険者証等の紛失等により、保険医療機関等に提示できない場合においては、氏名、生年月日、事業所名を保険医療機関等の窓口で申し立てることにより、受診できる取扱いが講じられていること（別添4参照）。

### 4 保険給付費等の支払いについて

① 被災した被保険者から給付金等の申請があったときは、速やかに審査のうえ支払

いを行うこと。

- ② 被災地域に所在する事業所に対して健康保険料の納付期限の延長措置等を講じたことにより、収入が一時的に不足し診療報酬等の支払いが困難な場合については、準備金等の一時繰入を行う等により対応すること。

なお、準備金等の繰入等のため、緊急に予算を変更する必要がある場合については、理事長専決により対応することも差し支えないこと。

- 5 老人保健拠出金、退職者給付拠出金及び介護給付費・地域支援事業支援納付金の納付猶予について

被災した健康保険組合にあっては、老人保健拠出金、退職者給付拠出金及び介護給付費・地域支援事業支援納付金の納付猶予を社会保険診療報酬支払基金に申し出ることができること。

- 6 その他

上記の1又は2の措置を講ずる場合については、被災被保険者等又は被災した事業所等に対する周知徹底に努めていただきたいこと。

また、上記3について、被災被保険者等への周知徹底に努めていただきたいこと。

(別添1～5 略)